

一般社団法人アクアポニックス推進協会 会員規約

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人アクアポニックス推進協会(以下「当協会」という)の会員に関する事項を定め、会員の権利・義務および会員制度の運営に関する基本的事項を明確にすることを目的とします。

第2条(会員の種別)

当協会の会員は、次の2種とします。

1. 正会員:当協会の目的に賛同し、活動を推進する個人または団体。
2. 賛助会員:当協会の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体。

第3条(入会)

1. 入会を希望する者は、所定の申込フォームに必要事項を記入し、提出するものとします。
2. 当協会は、申込内容を審査し、入会の可否を決定します。審査結果は、原則として申込日から2週間以内に通知します。
3. 入会が承認された場合、当協会は入会専用フォーム、請求書、その他必要書類をメールにて送付します。
4. 会費の入金が確認された時点で、正式に会員として登録されます。

第4条(会費)

1. 会費は以下のとおりとします。
 - 正会員:入会費10,000円、年会費50,000円
 - 賛助会員:入会費3,000円、年会費10,000円
2. 会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
3. 年度途中での入会の場合、年会費は月割りで計算されます。

第5条(会員の特典)

会員は、以下の特典を受けることができます。

- 農場見学(正会員は年間3名、賛助会員は年間1名まで参加費無料)
- 勉強会、イベントへの無料参加(正会員は年間3名、賛助会員は年間1名まで参加費無料)
- 研修の会員価格での受講
- デカップリングシステム(特許第6739709号)の使用料無料
- 当協会ホームページへの団体名、ロゴマーク、リンクの掲載
- 当協会のロゴの使用許可(ウェブサイトや名刺等)
- コンサルティングサービスおよび会員ネットワークを活用した専門家紹介、事業協力のための会員企業紹介サービスの特別価格での利用
- 認証制度の取得金額の割引

第6条(会員の義務)

会員は、以下の義務を負います。

1. 当協会の定款および本規約を遵守すること。
2. 当協会の活動に協力し、アクアポニックスの普及・発展に寄与すること。
3. 会費を期限内に納入すること。

第7条(退会)

1. 会員は、任意に退会することができます。退会を希望する場合は、書面または電子メールにて当協会に通知するものとします。
2. 退会後も、既に納入された会費の返還は行いません。
3. 毎年4月26日に決済いたしますので、解約を希望する場合は3月末日までにお申し出ください。
4. 月割・日割精算等による返金を含めた一切の返金は行われません。
5. ただし、当社都合の解約の場合はこの限りではありません。

6. 年度途中入会の年会費についてご入会月により年会費が異なります。
ご入会日が月前半の場合は当月、月後半の場合は翌月の金額になります。年会費は非課税とします。

正会員

4月	50,000	円
5月	45,850	円
6月	41,700	円
7月	37,550	円
8月	33,400	円
9月	29,250	円
10月	25,100	円
11月	20,950	円
12月	16,800	円
1月	12,650	円
2月	8,500	円
3月	4,350	円

賛助会員

4月	10,000	円
5月	9,170	円
6月	8,340	円
7月	7,510	円
8月	6,680	円
9月	5,850	円
10月	5,020	円
11月	4,190	円
12月	3,360	円
1月	2,530	円
2月	1,700	円
3月	870	円

第8条(会員資格の喪失)

会員が以下のいずれかに該当する場合、当協会はその会員資格を取り消すことができます。

1. 本規約または当協会の定款に違反したとき。
2. 会費を所定の期日までに納入しないとき。
3. その他、当協会の名誉や信用を著しく毀損したとき。

第9条(個人情報の取扱い)

当協会は、会員の個人情報を適切に管理し、プライバシーポリシーに基づき取り扱います。

第10条(規約の変更)

本規約の内容は、必要に応じて当協会が変更することがあります。変更後の規約は、当協会のウェブサイトに掲載された時点で効力を生じます。